



宮 崎 県 公 報

平成30年10月11日 (木曜日) 第 3037 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1年 41,700 円

目 次

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1

告 示

○公示送達…… (福祉保健課) 2

頁

○指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) …… (障がい福祉課) 2
○公有水面埋立ての竣功認可…… (漁村振興課) 3
○道路の区域の変更…… (道路保全課) 3
○道路の占用を制限する区域の指定…… (“) 3

公 告

○鳥獣捕獲等事業の変更の認定…… (自然環境課) 4
○入札公告…… 4
○落札者等の公告…… 5

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第63号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和43年宮崎県規則第52号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(災害の報告) 第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その指定する者に、速やかに災害発生報告書 (別記様式第1号) を提出させなければならない。	(災害の報告) 第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合には、その指定する者に、速やかに災害発生報告書 (別記様式第1号) を提出させなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族 (以下「被災職員等」という。) からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。
(認定及び通知) 第4条 実施機関は、前条の災害発生報告書の提出があったときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、公務 (通勤) 災害認定通知書 (別記様式第2号) により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。	(認定及び通知) 第4条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、公務 (通勤) 災害認定通知書 (別記様式第2号) により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。 2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。 (1) 実施機関の長の職氏名 (2) 被災職員の氏名 (3) 傷病名 (4) 災害発生日月 (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないとして認定した理由
(審査の申立て) 第19条 実施機関が行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金	(審査の申立て) 第19条 実施機関が行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金

額の決定その他補償の実施について不服がある者が条例第18条第1項の規定により審査を申し立てるときは、これを書面でしなければならない。

2・3 [略]

第21条・第22条 [略]

様式第2号（第4条関係）

[略]

[略]

[略]

様式第18号（その1）（第22条関係）

[略]

様式第18号（その2）（第22条関係）

[略]

様式第19号（その1）（第22条関係）

[略]

様式第19号（その2）（第22条関係）

[略]

様式第19号（その3）（第22条関係）

[略]

様式第20号（第22条関係）

[略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第19条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施（以下「認定等」という。）に対する審査の申立てについて適用し、施行日前に実施機関が行った認定等に対する審査の申立てについては、なお従前の例による。

告 示

宮崎県告示第 783号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第3項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

平成30年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

審査請求人 相星 洸貴

宮崎県日南市星倉2684番地1 丸幸アパート 205号

2 公示事項

審査請求人が、平成29年12月7日付けで提起した審査請求に対し、当庁は、平成30年9月11日付けで裁決をした。当該裁決書の謄本は、当庁（福祉保健部福祉保健課）において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当庁に出頭の上受領された

額の決定その他補償の実施（以下「認定等」という。）について不服がある者が条例第18条第1項の規定により審査を申し立てるときは、認定等があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、これを書面でしなければならない。

2・3 [略]

（審査の申立ての教示）

第21条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第19条に規定するところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

第22条・第23条 [略]

様式第2号（第4条関係）

[略]

[略]

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。

[略]

様式第18号（その1）（第23条関係）

[略]

様式第18号（その2）（第23条関係）

[略]

様式第19号（その1）（第23条関係）

[略]

様式第19号（その2）（第23条関係）

[略]

様式第19号（その3）（第23条関係）

[略]

様式第20号（第23条関係）

[略]

い。

宮崎県告示第 784号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成30年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510201371	フォーラム介護支 援センター	都城市一万城41	NPO法人れんげ メディカルグルー プ	大阪府大阪市西区 立売堀1丁目7番 18号	平成30年10月1日	居宅介護、重度 訪問介護

宮崎県告示第 785号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成30年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510600663	訪問介護みみつ	日向市美々津町38 70番地	医療法人杏林会	日向市美々津町38 70番地	平成30年10月1日	居宅介護、重度 訪問介護

宮崎県告示第 786号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成30年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 竣功認可年月日

平成30年10月2日

2 竣功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮崎県

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野俊嗣

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県串間市大字都井字西谷1423番4、1423番5及び1423番6の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から④の地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結ぶ平成27年の春分の満潮位（D.L.+2.34m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

地点	地点の位置		
①の地点	国土地理院立宇津四等三角点（北緯31度23分07秒6531、東経131度17分50秒3996）から		
		65度11分50秒	656.71mの地点
②の地点	①の地点から	222度14分02秒	8.00mの地点
③の地点	②の地点から	312度14分02秒	60.25mの地点
④の地点	③の地点から	42度14分02秒	8.00mの地点

(3) 面積

482.00㎡

4 埋立免許の年月日及び番号

平成29年7月20日

シレイ 26755-1220

5 関係図書を閲覧することができる市町名

串間市

宮崎県告示第 787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年10月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美 郷町北郷黒 木字クロ ンゴ1835番6 地先から同 郡同町北郷 黒木同字18 33番1地先 まで	旧	6.5～ 20.7	142.6
				新	18.4～ 27.1	142.6

宮崎県告示第 788号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次

のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年10月11日から同年同月25日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡美郷町北郷黒木字クロング1835番6地先から同郡同町北郷黒木同字1833番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年10月26日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

平成30年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 事業者の名称

株式会社マツダコーポレーション

2 事業者の住所

延岡市松原町4丁目8931番地2

3 事業者の代表者の氏名

松田 秀人

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 遺失物管理システム 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する

。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料を含む。）の一月当たりの単価に契約期間月数乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた

金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参

加資格審査申請書に必要書類を添付して次の場所に提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509
電話番号0985 (31) 0110
- (2) 提出期間 平成30年10月11日(木)から平成30年11月8日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵送にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成30年11月15日(木)までに通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成30年10月11日(木)から平成30年11月21日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成30年10月11日(木)から平成30年11月8日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札及び開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県警察本部7階 703会議室
 - (2) 日時 平成30年11月22日(木)午後1時30分
- 8 入札保証金
宮崎県財務規則第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Development of a lost article management system, 1 set
 - (2) Time limit for tender 1: 30 p.m. 22 November, 2018
 - (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki

City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.

TEL: 0985-31-0110

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名
ガスクロマトグラフ質量分析装置一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成30年9月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
サツマ薬品株式会社宮崎営業所
所長 湯浅 貴士
宮崎市大字本郷北方2119番1
- 5 落札金額
71,103,744円(消費税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年8月16日

--	--